

交通事故や他人の飼い犬に 噛まれたときは役場に届け 出ましょう

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が対象です

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が交通事故など第三者の行為によるけがや病気になった場合、原則として資格確認書（または保険証）などを使用することはできません。しかし、届出をすることで資格確認書などを使用することができます。必ず役場健康保険課にお問い合わせいただき、「第三者の行為による被害届」などの書類を提出してください。必要な書類など、詳細はお問い合わせください。

第三者行為による ケガや病気とは

次のようなケースが
第三者行為に当たります。

- 自動車、バイク、自転車などの交通事故
- 不当な暴力などによるけが
- 他人のペットなどによるけが
- 飲食店などでの食中毒
- ゴルフでの他人の打球によるけが
- スキー場での接触事故
- 他者が所有する建物での設備の欠陥などによる事故



国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人が交通事故にあった時は

①加害者の確認をする

- ・相手の住所、氏名、電話番号
- ・相手の車のナンバー、車検証、自動車損害賠償責任保険証など

③病院を受診する

どんなに軽いケガでも必ず病院を受診し、医師の診察を受けましょう。受診のときは、第三者行為によるケガであることを伝えてください。

②警察に連絡する

どんな小さな事故でも必ず警察に連絡し、交通事故証明書をもらいましょう（第三者行為の届出に必要です）。



④役場に連絡する

できるだけ早く連絡し、第三者行為による届出を行ってください。
第三者行為に該当するか分からないときは、役場健康保険課にお問い合わせください。

届出がないと、加害者への治療費請求ができません

自動車事故などの第三者行為によりケガや病気をしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、加害者に支払い能力がない場合や損害賠償に時間がかかる場合などは、資格確認書などを使って治療を受けることができます。この場合、本来加害者が支払うべき治療費を一時的に立て替えた状態なので、その費用を後日加害者に請求することになります。被害者からの届出がなければ請求ができないため、必ず届出をお願いします。



届出に必要なもの

- 第三者の行為による被害届
- 念書
- 交通事故証明書
- 事故発生状況報告書
- 誓約書 など

⚠️ご注意ください

- 交通事故に遭った時は、必ず警察に連絡して「交通事故証明書」をもらってください。
- 加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、資格確認書などを使った医療を受けられない場合があります。
- 入院などですぐに届出書を提出できない場合は、早急に役場健康保険課にお問い合わせください。書類は、後日できるだけ早く提出してください。

次の場合は資格確認書 などを使えません

NG

- × 通勤中や仕事上の事故などが原因でケガなどをした場合
→労災保険が適用されます
- × 治療を受ける人が無免許運転や飲酒運転などの法令に違反する行為をしていた場合
- × けんかによるケガをした場合 など

国民年金の保険料の納付は

口座振替での前納・早割が 便利でお得です！

国民年金の保険料を納付期限までに納めていないと「受給額が低くなる」「年金を受けられなくなる」ことがあります。納め忘れのないよう「口座振替」や「前納」をご利用ください。

■便利で確実な「口座振替」

口座振替にすると、指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされます（原則、対象月の翌月末）。一度手続きをすると納め忘れありません。

■割引のある「前納」と「早割」

一定期間分前納すると、割引額が増額され、口座振替で前納すると、現金納付より割引額が多くなります。
※現金納付に限り、6カ月、1年以外で希望月から翌年3月までの前納が可能です。

<令和6年度割引比較表>

	納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
	毎月支払	16,980円	101,880円	203,760円	413,880円
前納	現金支払		101,050円	200,140円	398,590円
	【割引額】		【830円】	【3,620円】	【15,290円】
	口座振替	16,920円	100,720円	199,490円	397,290円
	【割引額】	【60円】	【1,160円】	【4,270円】	【16,590円】

※月末が休日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

マイナンバーカードがあると… オンライン申請ができます!!



■オンライン申請

国民年金保険料口座振替の電子申請での申し込みはマイナポータルを経由する必要があります。マイナポータルにログインしてねんきんネットと連携してください。

詳しくは
こちら▶



●電子申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16文字）
- ・ICカードリーダーライター（パソコンから申請する場合のみ）
- ・マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（スマートフォンから申請する場合のみ）
※マイナンバーカードに署名用電子証明書を設定していない場合や、マイナンバーカードの有効期限が切れている場合、パスワードが分からない場合などは利用できません。

●電子申請の申請手順

マイナポータルにログイン後、ねんきんネットから申請を行います。

電子申請は
こちら▶



■窓口申請

役場や年金事務所で、必要事項を記入し、申請します。

●窓口申請に必要なもの

- ・金融機関への届出印・銀行の通帳・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

●申し込み・問い合わせ

熊本西年金事務所 ☎096(353)0142（自動音声案内1→2）
役場住民課 住民係 ☎096(293)3112